

令和3年9月10日（金）

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策による 地域福祉振興施設の夜間帯貸出中止について

東京都において発令された緊急事態宣言の期間延長に伴い、地域福祉振興施設の夜間帯（17：30～21：30）貸出の中止期間を**9月30日（木）**まで延長いたします。

ご利用の皆様にはご迷惑をお掛けしますが、ご理解・ご協力の程何卒よろしくお願いいたします。

【注意】

- 取消の手続きは施設側で行います。**施設予約システム上からご自身で取消さないでください。**
- また、窓口で使用料を**現金で納めた方は、使用する施設の窓口**に「使用承認書」と「領収証」「印鑑」を持参して手続きしてください。

夜間帯 貸出中止期間	令和3年7月12日（月） ～9月30日（木）
取消の取り扱い	施設側で、取消料なしで取消いたします。 （窓口で使用料を納めていただいた方には、 全額還付いたします。）

（上記以外の期間の対応について）

午前・午後・夜間帯 新規利用 申込受付中止期間	令和3年7月12日（月）～ 9月30日（木）
取消の取り扱い	新型コロナウイルス対策を理由とする場合は、取消料なしで取消いたします。 ➤取消を行う場合は、 <u>必ず使用する施設へご連絡ください。</u>
持参いただくもの ※窓口で使用料を納めて いただいた方	■使用承認書 ■領収書 ■印鑑

※上記の取扱いは、今後の感染の拡大状況等を踏まえ、変更になる場合があります。
ご不明な点は、各施設窓口へお問い合わせください。

文京福祉センター江戸川橋 03-5940-2901